

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策



京都市下京区版

個人・世帯向け

給付
(もらえる)

新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に

特別定額給付金

一律1人10万円を給付
(4/27時点で住民基本台帳に記載されているすべての人)

京都市特別定額給付金コールセンター
☎0570-074-428

離職等で**住居を失った・失うおそれ**がある

住居確保給付金

家賃実費支給(上限額有)
支給期間:原則3ヵ月(最長9ヵ月)

京都市社会福祉協議会
☎075-354-8748 ☎075-354-8776

子育て世帯で家計が大変

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を給付(所得制限有)

臨時特別給付金コールセンター ☎0120-271-381
京都市子ども家庭支援課 ☎075-251-1123

失業・収入が減って大学等の**授業料が払えない**

高等修学支援制度

授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金

日本学生支援機構 ☎0570-666-301

貸付
(かりる)

収入が減って家計の維持が難しい

緊急小口資金(特例貸付)
無利子無保証

貸付上限~10万円(特別な場合~20万円)
据置期間:1年以内、償還期間:2年間

京都市社会福祉協議会
☎090-1676-9832
☎090-1677-1250・1254・1275・1322

総合支援金(特例貸付)
無利子無保証

単身~15万円、2人世帯以上~20万円
据置期間:1年以内、償還期間10年以内原則3ヵ月まで

京都市社会福祉協議会
☎075-354-8748・075-354-8776

猶予
(支払延長)

市区町村民税・固定資産税が支払えない

自治体の判断で各種の納税の徴収猶予

京都市市税事務所納税室担当窓口
(納税第4担当 下京区) ☎075-222-3458

国民健康保険料・国民年金保険料が支払えない

自治体の判断で保険料の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険料は減額制度あり

下京区役所保険年金課 ☎075-371-7252

公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない

支払期限を延長(事業者向けにも支払い猶予あり)

水道 市上下水道局南部営業所 ☎075-605-2011
各電気・ガス・電話等事業者

住宅ローンが支払えない

今後の利払い返済スケジュールの変更について相談が可能

各金融機関
金融庁相談ダイヤル ☎0120-156-811

事業主向け

給付
(もらえる)

感染拡大防止のため**休業**や**時間短縮**をした

京都府休業要請対象事業者給付金

中小企業**20万円** 個人事業主**10万円**

京都府休業要請対象事業者支援給付金
コールセンター ☎075-706-1300

自粛などで**業績が悪化(売上げ半減)**

持続化給付金

2020年で特に厳しい月(1月~12月)の売上げが前年比50%減の場合、その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付上限:中小200万円、個人事業主100万円

持続化給付金事業コールセンター
☎0120-115-570

従業員に**休んでもらう**場合

雇用調整助成金(コロナ特例)

休業等助成(中小なら最大10分の9まで)
助成率は企業規模・雇用条件で変動

厚生労働省コールセンター
☎0120-60-3999

従業員に**子どもがいる**場合

小学校休業等対応助成金

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成

フリーランスで**子どもがいる**場合

小学校等対応支援金

小学校等休校で休業したフリーランス
1日あたり4,100円(定額)を助成

貸付
(かりる)

資金繰りのため融資を受けたい

無利子・無担保融資
(借り換えも可)

コロナの影響で前年比5%以上の売上げ減少
据置期間 **最大5年**

民間金融機関
日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

セーフティネット保証(4・5号)
/危機関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、
与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免
(最大ゼロ金利)

取引のある金融機関
京都信用保証協会 ☎075-354-1011

猶予
(支払延長)

法人税や消費税などの納税が難しい

法人税や消費税、基本的にすべての税

収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置もあり。

国税:国税局猶予相談センター☎0120-527-363
地方税:京都府府税事務所・京都市市税事務所

社会保険料が支払えない

健康保険料や厚生年金保険料が猶予

事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予

健康保険協会または組合
日本年金機構